

公告 1 号

令和 6 年 5 月 1 7 日
ライオン健康保険組合
理事長 南川 圭



公 告

組合規約の一部変更に関する件

ライオン健康保険組合規約の一部を次のとおり改正する。

記

1. 組合規約の変更

- ・第 4 条「設立事業所の名称及び所在地」の変更
- ・第 9 条「互選議員の選挙区及び議員数」の変更
- ・第 53 条「一部負担金の特例」の変更

詳細別紙

以 上

新旧条文対照表

新	旧
(設立事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及び 所在地は、次のとおりとする。	(設立事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及び 所在地は、次のとおりとする。
ライオン株式会社 東京都台東区 (中 略)	ライオン株式会社 東京都台東区 (中 略)
株式会社休日ハック 東京都台東区	株式会社休日ハック 東京都台東区
<u>ライオンエキスパートビジネス株式会社 東京都台東区</u>	
(互選議員の選挙区及び議員数) 第9条 互選議員の選挙は、各選挙区ごとに 行う。	(互選議員の選挙区及び議員数) 第9条 互選議員の選挙は、各選挙区ごとに 行う。
2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙す る互選議員の数は、次のとおりとする。	2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙す る互選議員の数は、次のとおりとする。
(選挙区) (選挙区の範囲) (議員数) 第1区 ライオン株式会社 9 (中 略)	(選挙区) (選挙区の範囲) (議員数) 第1区 ライオン株式会社 9 (中 略)
株式会社休日ハック <u>ライオンエキスパートビジネス株式会社</u>	株式会社休日ハック
附則 (施行期日) 第1条 この規約は、認可の日から施行し、 令和5年7月1日から施行する。	
(議員に関する経過措置) 第2条 第9条の変更にかかわらず、現に議 員である者は、新選挙区から選出されたもの とみなす。	